

【付録】

厚生労働省の検討会がまとめた「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針(案)」に対し、全国保険医団体連合会は2022年1月6日、次の通りパブリックコメントを提出した。

参照：「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針(案)」に関するご意見の募集について

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1031_CLS&id=495210313&Mode=0

提出意見

1の(1)目的・支援の必要性に掲げられた「(先天性難聴児を)早期に発見し、適切な支援を受けることにより、自立した生活を送るために必要な言語・コミュニケーション手段の獲得につなげる」との主旨に賛成し、これを実現するため下記事項の追加を求める。

- 1の(1)の「3か月までの精密検査の実施が望まれる」(1頁19行目)を、「3か月までの精密検査と、生後3週間以内の新生児尿を用いたスクリーニング検査、その後も継続的な聴力検査が望まれる」とすること。

理由) 新生児聴覚検査で問題がなくても、遅れて難聴が生じる場合があり、遅発・進行性難聴は、先天性風疹症候群(CRS)や先天性サイトメガロウイルス感染症(CMV)との関連が指摘されている。そこで、新生児尿を用いたスクリーニング検査を行い、胎内感染が疑われる場合は聴力や発達の継続的なフォローを行うことで、早期発見につなげることが望まれる。

- 2の(1)基本的な取り組み(3頁19行目)に、「保育士や幼稚園教諭などが新生児聴覚検査で問題がなかった子どもの難聴にも気付けるよう、一側性および軽中等度を含む難聴児の特徴等について学ぶ機会を設ける。」を追加すること。

理由) 一側性難聴や軽中等度難聴の場合、ある程度の言語習得や音への反応があるため、発見が遅れがちである。日常的に、また集団の中で子どもに接する保育士や幼稚園教諭などが、新生児スクリーニングで問題がなかった子どもの難聴にも気付けるよう、「聞き返し」など一側性および軽中等度を含む難聴児の行動特性について知識を持つ必要がある。

- 3の(2)の①<受検率の向上>(4頁16行目)の「市区町村が検査に係る費用について公費負担を行い、受診者の経済的負担の軽減を図れるよう、働きかけ等を行うこと。」を、「全ての市区町村が検査に係る費用について公費負担を行うよう、国として財政援助の拡充と周知の徹底を図り、受診者の経済的負担をなくす。」とすること。

理由) 検査費用の公費負担は、平成19年雇児母発第0129002号通知等で示されてきたが、令和元年度時点で公費負担を実施している市区町村は52.6%にとどまり、公費負担の内容も自治体によって異なる。どの自治体に住んでいても必要な検査が実施されるべきで、そのためには国が財政援助を拡充し、受診者の負担をなくすべきである。

- 4の(2)の⑤<軽中等度難聴児を含む切れ目ない支援>(6頁25行目)に、「難聴と発達障害の症状が重複する場合があることに留意し、関係機関での研修や連携を強化すること。また難聴と発達障害を併発する子どもの支援を検討すること。」を加えること。

理由) 難聴児は、言葉の遅れやコミュニケーションの難しさなど、発達障害と重なる様態があり、実際に合併している場合もある。発達の問題を疑って障害児支援事業所などに通所している子の難聴を見逃すことがないようにする必要がある。

- 5の(1)の目的・支援(1頁)の実現には、軽度・中等度を含めた難聴児への補聴器購入費等助成制度拡充が不可欠である。全ての都道府県で軽度・中等度者の補聴器購入費等に対する助成制度が創設されているが、自治体によって助成内容が大きく異なる。国の財政負担により、軽度・中等度者の補聴器購入費及び修理・維持費に対する公的な補助を実施すべきであり、そのことを基本方針で示すべきである。

また、難聴の原因の一つに、おたふくかぜや妊娠中の風疹罹患がある。おたふくかぜワクチンの定期接種化や風しんワクチンの第5期接種の周知徹底と延長を行うことも基本指針で示すべきである。

なお、難聴は、子どもにとって発達・学業にも大きな影響があり、成人にとっては仕事にも支障があり、老人にとっては、聞こえが認知症や命にかかわるものであり、一生を通じて支援すべきものである。こうしたことから当会では、2021年12月6日に「補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴(児)者への支援の拡充を求める要望書」を後藤茂之厚生労働大臣に提出した。要望書を別添するので、別添の要望内容の実現を図っていただけるよう、改めて求めるものである。